

伊丹市人権・同和教育研究協議会補助金交付要綱（令和6年4月施行）

（趣旨）

第1条 この要綱は、伊丹市人権・同和教育研究協議会（以下「協議会」という。）が人権・同和教育研究を行う市民団体として、「伊丹市人権教育・啓発推進に関する基本方針」に基づいて市と連携し、多様な人権課題について啓発事業を行うために必要な経費の一部を補助することに関し、補助金等の交付に関する規則（昭和42年伊丹市規則第21号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象等）

第2条 補助対象団体は、第1条に規定する協議会とする。

2 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、協議会が行う次に掲げる事業とする。

- (1) 多様な人権課題における諸問題に関する調査研究並びに資料の収集及び刊行に関する事業
- (2) 研究会、講演会等の開催
- (3) 関係諸機関及び団体との連携に関する事業
- (4) その他多様な人権課題の解決に向けた目的達成に必要な事業

（補助金の額）

第3条 補助金の額は、前条に規定する補助事業の実施に必要な経費に相当する額とし、年額110万円を限度とし、予算の範囲内において交付する。

（補助金の交付申請）

第4条 協議会は補助金の交付を受けようとするときは、伊丹市人権・同和教育研究協議会補助金交付申請書（様式第1号）に市長が必要と認める書類を添え、当該年度の5月31日までに市長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定）

第5条 市長は、前条に基づく補助金の申請を受けた場合には、速やかにその内容を審査のうえ交付の可否を決定し、伊丹市人権・同和教育研究協議会補助金交付決定通知書（様式第2号）により協議会に通知するものとする。

（補助金の交付時期）

第6条 市長は、前条の決定に基づき、次に掲げる期間の補助対象経費に係る補助金について、当該各号に定める時期に交付する。

- (1) 4月1日から8月31日までの期間 6月
- (2) 9月1日から3月31日までの期間 9月

（補助金の交付請求）

第7条 協議会は、補助金の交付を請求しようとするときは、伊丹市人権・同和教育研究協議会補助金交付請求書（様式第3号）に市長が必要と認める書類を添え、前条第1号に掲

げる期間の補助対象経費に係る補助金については当該年度の6月8日までに、同条第2号に掲げる期間の補助対象経費に係る補助金については当該年度の9月8日までに、それぞれ市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第8条 市長は、請求書を受領した日から30日以内に、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取り消し等)

第9条 市長は、協議会が次のいずれかに該当すると認めたときは、この要綱に基づく補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を求めることができる。

- (1) 補助金を補助対象以外の目的に使用したとき。
- (2) 虚偽又は不正な手続きにより補助金の交付を受けたとき。
- (3) その他この要綱に規定に違反したとき。

(実績報告)

第10条 協議会は、補助対象事業が完了した日の翌日から起算して30日以内に、伊丹市人権・同和教育研究協議会実績報告書(様式第4号)により、市長に実績を報告しなければならない。

(実績報告書の審査等)

第11条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、当該報告書の書類審査及び必要に応じて現地調査を行い、補助金の交付の決定に係る事業内容及びこれに付された条件に適合するものであるかどうかを調査しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第12条 市長は、前条の規定により調査をした結果により、補助金の交付決定の内容及びこれに付された条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、協議会に通知しなければならない。

- 2 市長は、確定した補助金の額が、補助金の交付決定における交付額と同額である場合は、前項の規定による通知を省略することができる。
- 3 市長は、第1項の規定により補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、協議会に対し、期限を定めてその返還を求めなければならない。

(細則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

付則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。